

令和7年度の児童虐待相談対応状況及び配偶者等からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)相談状況等をお知らせします

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は 2,559 件で、前年度と比べ 274 件(9.7%)減少しました。

- 1 児童相談所(県内5か所)における児童虐待相談対応件数
2,559 件(対前年度比 90.3%)
- 2 女性相談支援センター等の相談機関が受け付けた配偶者等からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)相談件数
1,875 件(対前年度比 111.1%)
- 3 「長野県児童虐待・DV24時間ホットライン」への相談件数
1,689 件(対前年度比 88.8%)
- 4 長野県が対応した被措置児童等虐待(児童福祉施設等で発生した児童虐待)
3 件

※ 詳細については、別添資料をご参照ください。

(参考) 県内の相談窓口

○児童相談所 中央児童相談所 026-238-8010 松本児童相談所 0263-91-3370
飯田児童相談所 0265-25-8300 諏訪児童相談所 0266-52-0056
佐久児童相談所 0267-67-3437

県内の福祉事務所、市町村児童相談担当窓口、児童虐待・DV24時間ホットライン(026-219-2413)及び児童相談所全国共通ダイヤル「189」でも受け付けております。

○女性への暴力、性犯罪に関する相談窓口一覧

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kurashi/jinkendanjo/sodan/jose/index.html>

※ 長野県では、令和6年度に「長野県社会的養育推進計画」(令和7年度～令和11年度)を策定し、様々な事情により保護者と暮らすことのできないこどもが、家庭と同様の養育環境の中で生活できるよう、「里親委託」を推進しており、「里親」になっていただける方を募集しています。詳細は、お近くの児童相談所までお問い合わせください。



子ども虐待のない社会の
実現を目指すための
オレンジリボンマーク



(問合せ先)

担 当：県民文化部 こども若者局 こども・家庭課
児童相談・養育支援室 支援第二係 渡邊

電 話：026-235-7099(直通)

026-232-0111(代表) 内線 2354

F A X：026-235-7390

電子メール jido-shien@pref.nagano.lg.jp

令和7年度児童虐待相談対応件数及びDV相談件数について

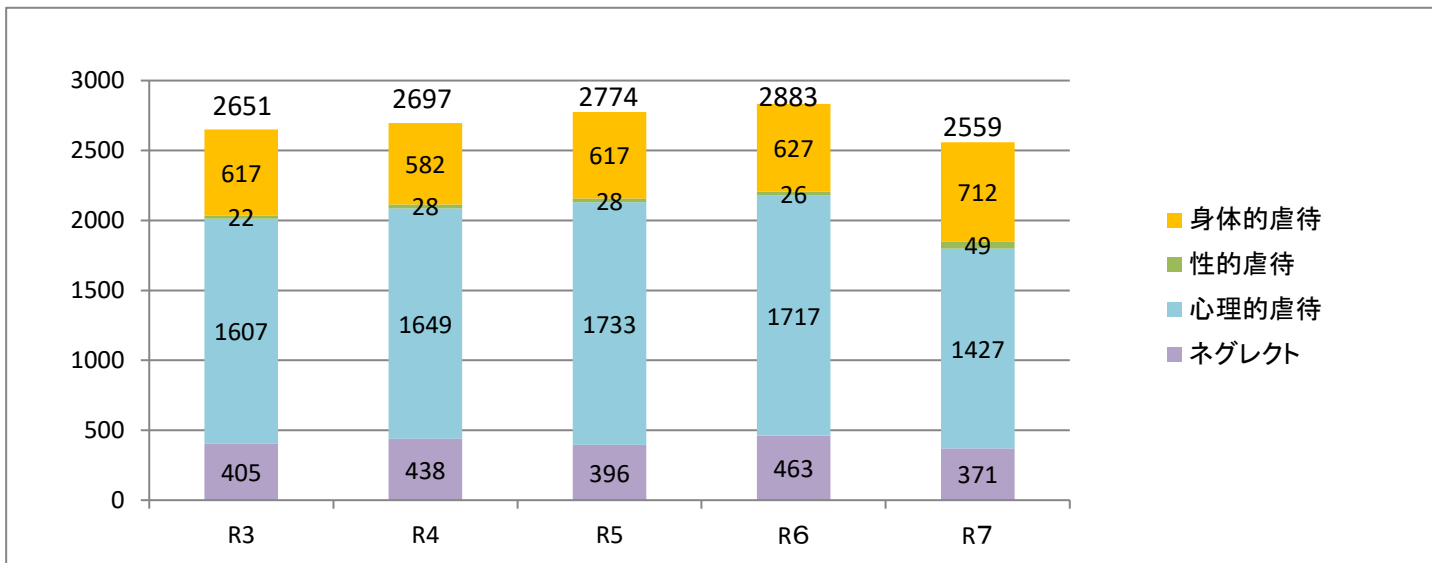
県民文化部 こども若者局
こども・家庭課 児童相談・養育支援室

1 児童虐待相談対応件数

(1) 児童虐待相談対応件数及び虐待の種別

児童虐待相談対応件数		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
長野県	件数	2,651	2,697	2,774	2,833	2,559
	対前年度比	93.8%	101.7%	102.9%	102.1%	90.3%
全国	件数	207,659	219,170	225,509	223,691	-
	対前年度比	101.3%	105.5%	102.9%	99.2%	-

虐待の種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体的虐待	件数	617	582	617	627	712
	構成比	23.3%	21.6%	22.2%	22.1%	27.8%
性的虐待	件数	22	28	28	26	49
	構成比	0.8%	1.0%	1.0%	0.9%	1.9%
心理的虐待	件数	1,607	1,649	1,733	1,717	1,427
	構成比	60.6%	61.1%	62.5%	60.6%	55.8%
ネグレクト	件数	405	438	396	463	371
	構成比	15.3%	16.2%	14.3%	16.3%	14.5%
(合計)		2,651	2,697	2,774	2,833	2,559



県内5つの児童相談所における令和7年度の児童虐待相談対応件数は、2,559件(速報値)で、前年度に比べて274件(▲9.7%)減少しました。件数が減少に転じたのは、令和3年度以降、4年ぶりとなります。

虐待の種別では、心理的虐待が1,427件で最も多く、次いで身体的虐待が712件となっています。心理的虐待が最多となっている背景には、児童のいる家庭における配偶者間の暴力(面前DV)や、きょうだいへの虐待を目撃する事案について、警察からの通告が多いことなどが考えられます。

一方で内訳を見ると、心理的虐待およびネグレクトの減少が全体減少の主な要因である一方、身体的虐待は85件増加し、構成比も27.8%まで上昇しました。また、性的虐待については他の虐待種別に比べて件数自体は少ないものの、前年度から大きく増加しており、早期把握と専門的対応の充実が必要です。

加えて、依然として相談対応件数が高止まりしている要因としては、

①児童虐待に関する社会的認識の高まりにより、関係機関や県民が虐待を受けたと疑われる児童を発見した場合、速やかに児童相談所へ通告する意識が浸透していること

②家庭の養育力の低下や経済状況等を背景に子育ての孤立化が進み、その負担感などが虐待につながりやすい状況にあること

が考えられます。

(2) 相談の経路及び対応の内容

相談の経路		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童本人	件数	36	46	39	57	48
	構成比	1.4%	1.7%	1.4%	2.0%	1.9%
家族親戚	件数	292	299	323	331	297
	構成比	11.0%	11.1%	11.6%	11.7%	11.6%
近隣知人	件数	177	235	155	192	125
	構成比	6.7%	8.7%	5.6%	6.8%	4.9%
福祉事務所	件数	130	111	124	123	94
	構成比	4.9%	4.1%	4.5%	4.3%	3.7%
市町村	件数	576	543	598	613	509
	構成比	21.7%	20.1%	21.6%	21.6%	19.9%
児童福祉施設	件数	72	43	79	67	73
	構成比	2.7%	1.6%	2.8%	2.4%	2.9%
警察	件数	945	994	1,065	1,076	1,022
	構成比	35.6%	36.9%	38.4%	38.0%	39.9%
医療機関	件数	99	96	90	81	84
	構成比	3.7%	3.6%	3.2%	2.9%	3.3%
学校・教育委員会	件数	281	276	256	243	258
	構成比	10.6%	10.2%	9.2%	8.6%	10.1%
その他(*)	件数	43	54	45	50	49
	構成比	1.6%	2.0%	1.6%	1.8%	1.9%
(合計)		2,651	2,697	2,774	2,833	2,559

*「その他」は、児童委員、相談支援事業所など

相談対応の内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設入所	件数	86	80	49	64	45
	構成比	3.2%	3.0%	1.8%	2.3%	1.8%
里親等委託	件数	14	13	11	18	10
	構成比	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	0.4%
面接指導	件数	2,454	2,514	2,621	2,658	2,426
	構成比	92.6%	93.2%	94.5%	93.8%	94.2%
その他(*)	件数	97	90	93	93	95
	構成比	3.7%	3.3%	3.3%	3.3%	3.7%
(合計)		2,651	2,697	2,774	2,833	2,576

*「その他」は、児童福祉司による指導等

*施設入所等の場合、一件の相談に2つの対応実施することがあるため、相談件数よりも対応件数が上回ることもあり。

相談の経路では、警察からの通告件数が最も多く、令和7年度は1,022件(39.9%)となっています。こどものいる家庭における面前DV事案の影響が大きいものと考えられます。

これに次いで、市町村が509件(19.9%)、家族・親戚が297件(11.6%)となっており、基礎自治体の関与が大きいことや、身近な気づきによる通告が一定程度機能している状況がうかがえます。

また、相談対応の内容については、全体の9割以上が面接指導である一方、施設入所等の措置は減少傾向にあります。このことから、在宅における継続的な支援が中心となっている状況がうかがえます。

今後は、子どもを家庭から分離する必要が生じる前の段階において、市町村をはじめとする地域の関係機関が連携し、子ども及び保護者に対するきめ細かな関わりと支援を行うことの重要性が一層高まっています。

(3) 主な虐待者及び虐待を受けた児童の年齢

主な虐待者		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実父	件数	1,184	1,220	1,200	1,180	1,066
	構成比	44.7%	45.2%	43.3%	41.7%	41.7%
実父以外の父親	件数	149	158	139	182	153
	構成比	5.6%	5.9%	5.0%	6.4%	6.0%
実母	件数	1,247	1,244	1,373	1,386	1,265
	構成比	47.0%	46.1%	49.5%	48.9%	49.4%
実母以外の母親	件数	19	15	8	19	9
	構成比	0.7%	0.6%	0.3%	0.7%	0.4%
その他 (*)	件数	52	60	54	66	66
	構成比	2.0%	2.2%	1.9%	2.3%	2.6%
(合計)		2,651	2,697	2,774	2,833	2,559

*「その他」は、父母がいない家庭の祖父母やおじ、おばなど

虐待を受けた児童の年齢		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0～3歳未満	件数	521	521	500	475	425
	構成比	19.7%	19.3%	18.0%	16.8%	16.6%
3歳～学齢前児童	件数	503	474	521	522	437
	構成比	19.0%	17.6%	18.8%	18.4%	17.1%
小学生	件数	906	928	987	1,191	1,056
	構成比	34.2%	34.4%	35.6%	42.0%	41.3%
中学生	件数	423	434	439	415	423
	構成比	16.0%	16.1%	15.8%	14.6%	16.5%
高校生 その他(*)	件数	298	340	327	230	218
	構成比	11.2%	12.6%	11.8%	8.1%	8.5%
(合計)		2,651	2,697	2,774	2,833	2,559

*「その他」は、中学校を卒業した者等や年齢不詳を含む

主な虐待者は実母が49.4%、実父が41.7%を占めており、全体の約9割が実親によるものとなっています。実母の割合が最も高いことは、日常的な養育を担う機会が多いことが影響していると考えられます。

年齢別では、小学生が41.3%と最も多く、近年高い水準で推移しており、引き続き学校等との連携を含めた対応が重要となっています。

一方、乳幼児の割合は減少傾向にあり、早期把握や支援の取組が一定の効果をあげていることがうかがわれます。これらのことから、家庭における養育支援の充実とともに、小学生期における関係機関の連携による早期発見・早期対応が一層重要となっています。

2 配偶者等からの暴力(DV) 相談件数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年度 増減
DV相談件数(*)	1,819	1,687	1,397	1,687	1,875	188
対前年度比	91.4%	92.7%	82.8%	120.8%	111.1%	11.1%
(参考)相談総件数(*)	9,191	10,199	10,148	11,103	11,603	500
対前年度比	100.9%	111.0%	99.5%	109.4%	104.5%	4.5%

※件数は、相談(電話・面接)の延件数

*女性相談支援センター、男女共同参画センター(あいとぴあ)、県保健福祉事務所(10所)、女性相談支援員が配置されている各市(19市)が受け付けた相談件数の合計

令和6年度から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、DV相談をはじめ幅広い相談への対応が求められるようになったこともあり、相談総件数が増え、配偶者等からの暴力(DV)を主訴とする相談件数も、1,875件と対前年度比188件(11.1%)の増加となりました。
近年は相談者の抱える問題の複雑化、多様化、複合化により、DVを主訴としない相談の中にDVの問題も含まれている場合が見受けられます。

3 児童虐待・DV24時間ホットライン 相談件数

	相談種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年度	
							増減数	増減比
児童関係	児童虐待	230	166	173	176	165	△ 11	△ 6.3%
	養育	127	117	136	138	199	61	44.2%
	その他(*1)	947	794	714	629	768	139	22.1%
	小計	1,304	1,077	1,023	943	1,132	189	20.0%
配偶者間暴力等 関係	DV被害	30	30	24	30	21	△ 9	△ 30%
	夫婦問題	42	90	123	284	91	△ 193	△ 68%
	親族の暴力	14	15	18	13	18	5	38.5%
	その他(*2)	67	75	86	136	90	△ 46	△ 33.8%
	小計	153	210	251	463	220	△ 243	△ 52.5%
その他(*3)	238	188	142	496	337	△ 159	△ 32.1%	
合計		1,695	1,475	1,416	1,902	1,689	△ 213	△ 11.2%

* 1は、「児童相談所に直接連絡を取りたい」などの取り継ぎ等

* 2は、親族関係、近隣関係、友人関係の相談等

* 3は、問い合わせ電話等(無言電話を除く)。

電話受付総数は1,689件で対前年度比 213件(11.2%)の減少、児童関係は1,132件で対前年度比 189件(20.0%)の増加、配偶者間暴力等関係は220件で対前年度比243件(52.5%)の減少となっています。その内、児童虐待に関するものが165件、DV被害に関するものが21件となっており、前年度より微減しています。

4 被措置児童等虐待の状況(児童福祉法第33条の16の規定による公表)

(1)法に基づき、県が対応した件数

3件

(2)事案の状況及び法に基づき県が講じた措置

事案の状況	<p>ア 事案の内容 施設職員が入所児童に対し、身体的虐待を行った。 施設職員が入所児童に対し、身体的虐待及び心理的虐待を行った。 里親が委託児童に対し、身体的虐待を行った。</p> <p>イ 県が講じた措置 当該施設への指導 当該里親の登録抹消</p>
-------	---